

議案第五十六号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成元年三月二十二日

三朝町長 安田真一郎

平成元年参月廿拾三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 日曜日及び週休土曜日（毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに規則の定めるところによりこれらの土曜日とあわせて毎四週間につき二となるように任命権者が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。）は、勤務を要しない日とし、前二項の勤務時間は、規則の定めるところにより、週休土曜日のある週にあつては月曜日から金曜日までの五日間、それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第二条に次の一項を加える。

4 任命権者は、職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要

がある場合には、規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。ただし、当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）のみが割り振られている日（以下「半日勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更することが困難であるときは、規則の定めるところにより、半日勤務日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第三条の見出し中「勤務を要しない日及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項又は」及び「勤務を要しない日又は」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第三項から第六項までを削る。

附 則

この条例は、平成元年五月一日から施行する。